

第24回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月10日(水) 午後1時30分から午後3時30分

2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室

3. 出席委員(11人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	6番	丸山文子
	8番	成吉隆義
	10番	増田耕一郎
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(8人) ※コロナウイルス感染防止のため招集していない

委員	5番	中園秀輝
	7番	藤嶋政秀
	9番	三苫幹治
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	18番	原田正成

5. 議事日程

議事

議案第200号 農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について
議案第201号 非農地証明願について
議案第202号 不動産買受適格証明願について
議案第203号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第204号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第205号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第206号 農地改良届出について
議案第207号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
議案第208号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

6. その他

- 1) 農地移動適正化あっせん申出（譲渡）の取下げについて
- 2) 不動産買受適格証明願のヒアリングについて
- 3) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（1月認定分の資料）
- 4) 今後の予定について
- 5) その他

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久

事務局

西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

皆さん、こんにちは。

第2回目の緊急事態宣言が出されまして、延長というふうになりましたので、本日は11名での開催となっております。十分生活には注意しながらコロナにかからないようにしてもらいたいと思っております。

それでは、ただいまより第24回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、コロナウイルス感染症対策として人数制限を行って11名の総会の開催となっております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在11名で、委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。丸山文子委員と増田耕一郎委員、指名をいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第200号「農地移動適正化あっせん譲受等候補者登録申出について」御審議をお願いいたします。

内容につきまして説明いたします。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、お二方出ております。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいまあつせん譲受候補者の登録の申請が出ております。この方たちについて、何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 なかったら採決に移ります。
譲受候補者の申出について、異議なしと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議長 それでは、次の議事に移ります。

事務局 議案書の3ページをお願いいたします。
議案第201号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議長 それでは、1番につきましては事務局のほうより説明をお願いいたします。

事務局 こちら受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちら現地調査の結果でございますけれども、1月29日に現地調査を行いました。場所につきましては議案書の5ページに記載があります。あわせまして現地調査資料の1ページから3ページに写真等をつけさせていただいております。

こちら、現地調査の取りまとめ結果でございますけれども、すべてで4筆願出がありました。1筆につきましては、セイタカアワダチソウが生えておりましたけれども、再生可能な農地という見解と、もう1筆につきましては、申請地に水がたまっている状態ではありますが、水のくみ上げ装置の管理が適正であれば耕作は可能であるという判断でございます。

さらにもう1筆につきましても、こちらセイタカアワダチソウが茂っておりましたが、再生可能という判断。

最後の1筆につきましても、セイタカアワダチソウが茂っておりました

が再生可能ではあるという判断の下、4筆すべて非認定相当という意見で取りまとめができています。以上でございます。

議 長 続きます、2番の報告をお願いいたします。

農業委員 1月29日に非農地証明の現地調査を行っております。

【議案書に基づき読み上げて報告】

調査結果は、議案書の7ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の4ページと5ページをお願いいたします。

2筆願出がありましたが、1筆については雑草の繁茂もなく、収穫の野菜の残渣が置かれた状態でありました。このことから耕作可能と判断し、非農地とは認められないという意見でまとまっております。

もう1筆は山林化しており、農地への復元が困難な状態であると認められました。よって、非農地であるという意見でまとまっております。以上、報告終わります。

議 長 ただいま非農地について報告がありました。何か質問、意見がありましたらお願いいたします。どうぞ。

農業委員 番号1番の3筆目ですが、水のくみ上げ装置の管理不足と書いてありますが、どういう意味ですか。

議 長 事務局。

事務局 水のくみ上げ装置が故障しているんじゃないかと、管理不足じゃないかというところで、この水のくみ上げ装置の修繕など適正に管理すると、水がはければ農地として再生は可能であるという判断だったようです。現地に水のくみ上げ装置があつて、それが故障しているから、これを修繕すれば水たまりじゃない状況にもなるので、そういう水はけ管理がきちつとできれば耕作は可能だというような判断だったようです。

農業委員 分かりました。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長

なかったら1番、2番別々に採決をしたいと思います。

番号1番につきましては、非認定相当だということで同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員。

そして、2番につきましては、2筆のうち1筆は認定相当だと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

それでは、もう1筆については非認定相当だと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ですね。

議長

それでは、次の議案に移ります。

事務局

議案書の9ページをお願いいたします。

議案第202号「不動産買受適格証明願について」御審議をお願いいたします。

こちら、内容のほう説明させていただきます。

買受適格証明につきましては、裁判所や税務署等が競売もしくは公売に係る農地を売却するに当たり、一般的に農地の入札を行います。この入札の参加資格としまして、落札した方が農地法の許可を得られないのに落札すると売買が進みませんので、この入札参加に当たって農地法の許可を受けることができる証明として不動産買受適格証明を発行するものでございます。こちら、そういうので買受適格証明が必要になるというところでございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議案書の1項目に公売物件と入札期間を記載しておりまして、今回、2項目としまして農地法3条該当というところでお二方から証明願の発行が

出されております。

こちらの受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

農地の場所につきましては10ページに記載しておりますけれども、この県道のほうから河川沿いに位置しているところでございます。

あわせてちょっと説明いたしますと、この現地調査資料がございますが、こちらの26ページを御覧いただきたいと思うんですけれども、こちら今回の公売といたしましては、公売通知が令和2年12月22日に行われまして、公売方法が期間入札というところで、入札期間が令和3年3月8日の10時から3月12日の15時までというところで、開札につきましては3月16日10時からと。売却決定につきましては3月23日の10時というところでございます。

入札に参加するには、当然入札保証金と申しますか、公売保証金の納付が必要であり、かつ今回御審議いただく適格証明書を持参が必要というところでございます。

その他でございますけれども、平成18年8月10日に旧前原市のほうで差押え登記がなされております。こちら差押え登記の前に賃借権が設定されていれば、賃借権の効力というのもありますので、公売が実施されたとしても賃借人が作りたいという意思表示をされれば今回のように2件出てくる案件ではないというところでございます。

次に、また後に出てきます農地法3条申請書の譲渡人の記載につきましては、農地法施行規則の10条第1項のただし書がございまして、一般的に農地の3条申請をする際は、譲受人、渡人、貸人、借人、連署で申請するものでございますけれども、こちら施行規則10条第1項第1号を記載しておりますけれども、その申請に係る権利の設定または移転が強制売買、担保の実行というところと、もしくは公売または遺贈その他単独行為による場合という部分に該当してきますので、後に出てくる3条申請につきましても譲渡人が空白の状態であるというところでございます。

こちらは今回2件の申請が出ておりますので、このお三方につきましてそれぞれ買受適格証明発行に該当するかどうかという内容を御審議いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がありました。このお三方につきましては、調査部会のほ

うより面談を行っております。面談の報告をお願いいたします。

調査部会長

令和3年2月1日に第1調査部会で面談を行いました。報告いたします。

不動産買受適格証明願に係る面談、農地法第3条の許可相当に関する面談です。

1人目、議案書の91ページから資料をつけておりますので御覧ください。

申請人は現在69歳で、経営農地は全て糸島市にあり、耕作状況としては水稻の表作とミカンの作付を行っていると聞き取りしました。また、経営地の一部を現地調査いたしましたが、適正に作付管理をなされている状況でした。今回の公売物件についても水稻の作付ということ聞き取りいたしました。

第1調査部会としては、以前から農業を営まれており、農地法第3条の許可基準を満たしている方と判断しています。

2人目、これは議案書の95ページから資料をつけておりますので御覧ください。

申請人は現在72歳で、経営農地糸島市にあり、耕作状況としては水稻の作付を行っていると聞き取りしました。また、経営地の一部を現地調査いたしましたが、適正に作付や管理をなされている状況でした。農機具倉庫は経営地周辺のハウス内に置いているとのことでした。今回の公売物件についても水稻の作付ということ聞き取りしました。

第1調査部会といたしましては、以前から農業を営まれてあり、農地法第3条の許可基準を満たしている方と判断しています。以上報告します。

議長

ただいま報告がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。どうぞ。

農業委員

1人目の分でお伺いしたいんですが、私のところに判をもらい来られたとき、この公売物件は私が作りよるもんなどということ言われたんですが、これには何か載っていないみたいね。

事務局

競売もしくは公売というところで強制執行ができる権利ということで、今回糸島市が行う公売につきましても国税徴収法の中での滞納処分の一つに当たる公売というところで、差押登記の前から賃借権契約が継続されていれば、いわゆる農地法第3条の賃借権の許可によるものであれば、1人目の方のみの審議になるのですが、12月22日に告示をなされた時点で、その農地に設定している権利も吸い上げると。あわせて今回農地につきましてほかの権利、例えば抵当権等もついておった場合にしても、そ

ういう設定の権利を執行者が一度全部吸い上げ、さらの状態にして売却者に売り渡すという行為でございますので、おっしゃったように、今回の申請地につきまして1人目の方がそういう権利の状況ではありませんでした。そういうことでございますので記載がないというところでございます。以上でございます。

農業委員

分かりました。

議長

ほかに何かありましたら。

(質問、意見なし)

議長

なかったら採決に移ります。
許可と判断される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ですね。

議長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の12ページをお願いいたします。
議案第203号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
御審議をお願いいたします。

議長

それでは、1番をお願いいたします。

農業委員

議案第203号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長

2番、3番は私が説明いたします。
受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、4番、5番を事務局のほうよりお願いいたします。

事務局

受付番号4番と5番でございますが、こちら先ほどの公売物件でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

こちら、先ほどちょっと話しましたとおり、公売の執行というところで譲渡人の記載がない状況でございます。買受適格証明と農地法3条申請を何で一緒にするのかというところでございますが、通常入札が終わりまして落札者が1人決定するわけでございますが、その落札者の方が改めて農地法3条許可申請を次の総会ですればいいじゃないかという考えもあるというのは重々承知しておりますけれども、実際入札が終わった後落札者が決定して、落札者のほうは執行者が指定する期日までに必要書類を持ってくるという手順がございます。この中に所有権移転に関する書類とか残りの代金とかもあるんですけれども、今回でいけば3月12日までの入札期間で執行されますので、落札された方が3月23日に売却決定というスケジュールでございますので、結局4月の総会ですと、こういう事務期間の空白が生じるという部分もございまして、公売、競売に関して通知がございましてに基づきまして、買受適格証明の審議の際に併せて3条申請ないし5条申請の場合は、そういう事務的な空白期間がないようあらかじめ審議を行っておくと。最終的に審議した内容と後日相違する部分があれば改めて審議ということになります。事務処理上はスムーズな事務というところで前もって3条申請も審議するものでございます。以上でございます。

議長

ただいま3条に関する説明がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

なかったら審査基準をお願いします。事務局。

事務局

議案書の11ページをお願いいたします。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては、こちらの7つの審査項目を判断材料としまして審議いただくものでございますけれども、この7つの項目のうち1つでも「いいえ」に該当していると許可できないものと判断されますが、今回5つの申請につきまして全て「いいえ」についておりますので、書類上の判断としては許可相当と言えるものでございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、3条につきまして採決に移ります。

1番、2番、3番、4番、5番、全部通していきます。許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。ありがとうございました。

議長

次の議事に入ります。事務局。

事務局

議案書の15ページをお願いいたします。

議案第204号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、4条につきまして、第1調査部会の半数で現地を見ております。審査結果の報告をお願いいたします。

調査部会長

議案書の15ページをお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

受付番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の18ページの地図をお願いします。別冊の調査説明資料の6ページと7ページもお願いします。

昨年9月の総会で非農地証明願を非承認とした案件です。現地は一部に倉庫が建っており、残りの農地部分に農機具倉庫として利用を計画されてあります。隣接する住宅と一体利用となるため、敷地拡張の転用目的となっております。農地区分は第1種農地であります。既存施設の2分の1以内であり、不許可の例外に該当し、問題はありません。

第1調査部会としては、関係各課からの支障となる意見がないことや、ほかの農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査の結果です。23ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の8ページと9ページもお願いします。

申請地は事前着工されており、平成23年6月から農地対策委員会B班で是正指導を行い、平成29年7月に県へ違反報告を行っています。今回、違反の追認許可ということで、バイクのトライアルパークの許可申請が上がってきています。言うまでもなく、始末書の添付もされております。農地区分は第2種農地で、ほかに転用の代替地がないことから問題ありません。

第1調査部会としては、違反の是正ということで県にも追認の見込みを確認していますし、関係各課からは特に支障となる意見がないことや、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果です。議案書の30ページの地図をお願いします。別冊の10ページと11ページをお願いします。

農地改良ということで、麦の作付計画書が添付されております。農地区分は農振農用区域内の農地ではありますが、一時的な工事のための転用行為であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第1調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見がないことや、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

なお、将来的には倉庫を建築したいという相談も受けておりますが、許可後、当分の間は作付書どおりに行うように伝えております。

続きまして、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審議の結果です。議案書の36ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の12ページと13ページもお願いします。

この農地は申請人が相続した農地で、先代のお父様が昭和56年に5条の許可により取得した農地です。その許可後に着手されておらず、今回の住宅建築の申請となっております。農地区分は第2種農地で、ほかに転用

の代替地がないことから問題はありません。

第1調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見がないことや、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。以上、報告を終わります。

議長

それでは、4条の許可申請が4件出ております。ただいま報告がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。どうぞ。

農業委員

2番、この案件は、前の農業委員会のB班で2回か3回か見に行つて、かなりトライアル場仕様になって、再三復元の連絡をしても音沙汰なくて、県のほうにということでそのままやって、今回また拡張ということで上がっておるんですが、県のほうでも問題ないという話やったんですが、ちょっと納得がいかないんですけど。

議長

事務局。

事務局

そうですね、こちら23年からB班で現地にも行っていました。29年の7月に違反転用事案報告というところなんです。違反の解消という意味合いにつきましては、原状復旧による部分と追認により転用許可行為を後が先でも許可を取って解消するという方向の2つあるんですけども、今回現地調査をして一番引っかかっていたのが、議案書の26、27ページの中央部ですね。既設倉庫の北側の間に水路が入っております。どうも水路を勝手に埋め立てておるといふところと、里道も計画図のほうに書いていますけれども、里道がどこにあるのかが分からん、水路も勝手に埋めてしまっておると、このことをクリアしないと先に進まないよというところもありました。違反報告の記載事項を言いますと、原状復旧するか、追認が可能であれば第2種農地であるのできちんと手続を踏めばそっちのほうでも解消が可能だといふところで違反報告書に記載した上で報告しています。今回は追認でできないかという申請で上がってきております。

現地のほうにつきましては、水路はもう開渠の状況になっています。この分は所管課の農林水産のほうから指導という部分で、復旧してもらわないと認めんよといふところが出ました。現地のほうを見ますと、里道のほうは敷地も確保できているような状況で、建設課のほうからも、現地が不明であればちゃんと復旧してもらわないかんけど、現地があるようであれば、それはいいですよという内容での回答でございました。今回県のほうも水路、道路等の手続が必要ない状況であれば、追認という是正の仕方もあるので、そういう意味合いでの申請であれば許可は可能だといふような判断をいただいたといふところで、原状復旧という解消の仕方と手続を全うするといふ追認の許可といふ2つの方向の中で、今回追認とい

う内容で出てきたというところでございます。なかなか原状復旧という部分には行きませんでした、問題としてある水路の埋立てもきちっと開渠にして占有の手續等も行って、里道につきましても建設課のほうも道路は現地にあるという確認はできておるというところで調査部会のほうでも追認という意味合いもあるし、是正できている部分は是正、水路、道路につきましてはできておる部分もあるというところ。

今回、27ページの計画図でございますが、都市計画課のほうにつきましても、昔の豚舎が建っておりまして、計画平面図におきまして施設として使用しないというところでございます。豚舎のほうも昭和五十二、三年に別の方が豚舎で計画しておったのを地目変更後に今の申請人が持っておりますけれども、今回、線引き前の建物をそのまま使う部分であればいいんですけれども、違う用途に使うと都市計画のほうは認めないということでございましたので、こちら解体までは都市計画も言いませんけれども、施設として使えない計画であれば何も言えないだろうという意見もいただいています。是正する部分は是正で、どうしても申請をしたいんだという部分で申請を上がってきたので審議に至ったと。原状回復が好ましいけれども、是正できている部分もあるところと、県のほうも見込みがあるというところかどうか解消という手ができないかという判断もありまして、相当ではないかという意見が出ておる次第でございます。以上でございます。

議長

ほかに何か。どうぞ。

農業委員

この件なんですけれども、そのトライアルパークというのはどんなふう
に解釈したらいいんですか。平地ですか、そういう何か道路を造って
とか、何かそのトライアルパークの意味というか、どういう使い方をす
るのか教えてもらいたい。

事務局

そうですね、モトクロス的といいますか、平地じゃなくて、現地のほう
は結構、わざとでこぼこを造るんですね。そして山のほうとか行ったり、
岩のほうをバイクで乗ったりと。平地ではせんで、そういうオフロードと
いいますか、傾斜、でこぼこなどの障害物を造ったところでバイク競技を
楽しむ場というところで、そういうところを総称してトライアルパークと
呼んでいるようです。

大きな大会で会場にも選ばれたりしていることもあり、今回正式に許
可、違反の状態じゃなくて許可、後が先でもきちんとした形でしたいとい
う申請人の意向もあったので申請が上がっていると。トライアルパークは
でこぼこ、傾斜、ちょっと障害物を設けた施設の総称と言っているようで
ございます。

議 長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら、一般基準の説明をお願いします。

事務局

農地法の許可基準というところで、議案書の14ページに記載しておりますこちらの一般基準、あとは議案書の15ページ以降に記載しておる立地基準によって判断するもので、書面的な判断とはなりますけれども、今回、こちら4条の全ての案件につきましては「適当」であるとか「該当がない」とか「作付計画により」とかという部分で一般基準につきましてはこの項目を満たしておる状況でございます。

次の15ページ以降に記載しておりますが、受付番号1番につきましては、こちら第1種農地というところでございますが、既存敷地の2分の1以内の拡張は不許可の例外事項に該当するということです。

受付番号2番につきましては、農地が広がらないというところでほかに代替地がない、こちらしか所有地がないというところもございまして代替地がないため、基本許可見込みがあるところでございます。

次の16ページ、3番でございますが、こちらは農振農用地ということで、御本人からも耕作がしやすいように道路の高さに合わせたところで作付したいというところで、造成も一時的な転用行為でありますし、農地に復元というところがございますので、不許可の例外に該当するという内容でございます。

4番につきましても、こちら農地が広がらない第2種農地でありまして、こちら相続を受けた土地に自己住宅を建てたいという内容で代替地がないというところがございますので、こちら4番につきましても許可基準上、一般基準、立地基準的には4件とも要件を満たす、許可相当と言える内容であるということでございます。以上でございます。

議 長

それでは、4条の1番から4番まで一括して採決したいと思います、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

議 長

それでは、4条の1番から4番までにつきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

それでは、1時間を過ぎておりますので、ここで55分まで休憩といたします。では、休憩に入ります。

(休 憩)

議 長

始めさせていただきます。

議 長

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局

議案書44ページをお願いいたします。

議案第205号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

5条につきましても調査部会長より報告をお願いいたします。

調査部会長

議案第205号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」報告します。

受付番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の47ページの地図をお願いします。別冊の14ページと15ページもお願いします。

農地区分は第2種農地で、ほかに転用の代替地がないことから問題はありません。

第1調査部会としては、開発許可が伴う案件であり、関係各課の協議が調うことや周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の54ページの地図をお願いします。別冊の16ページと17ページもお願いします。

親子間の贈与申請となっております。農地区分は第1種農地であります

が、集落に接続して設置される住宅のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第1調査部会としては、開発許可が伴う案件であり、関係各課との協議が調うことや周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

ただ、申請地内に東側住宅からの雨水排水用の水路がありました。東側の居住者との協議をされ、今後のトラブルとならないよう土地利用計画をお願いしますと申請人へ伝えています。

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の61ページの地図をお願いします。別冊の18ページと19ページもお願いします。

農地区分は第2種農地ですが、ほかに転用の代替地がないことから問題はありません。

第1調査部会としては、開発許可が伴う案件であり、関係各課との協議が調うことや周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の66ページの地図をお願いします。別冊の20ページと21ページもお願いします。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないため問題はありません。

第1調査部会としては、開発許可が伴う案件であり、関係各課との協議が調うことや周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

受付番号5。

【議案書に基づき読み上げて報告】

73ページの地図をお願いします。別冊の22ページと23ページもお願いします。

この農地は昨年11月の総会で非農地証明願を非承認とした案件です。今回住宅3戸を建築するという内容で申請が上がっています。農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がない場合は問題ありません。

第1調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見がないこと、また周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

以上、報告を終わります。

議長

ただいま5条5件申請が出ております。何か質問、意見がありましたらお願いいたします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、採決に移る前に審査表の説明をお願いいたします。事務局。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、14ページに記載しております一般基準、それと44ページ以降に記載しております立地基準を基に判断していくわけでございますけれども、14ページに記載しております一般基準、こちら「相当である」とか「必要最小限」「相当」というところで一般基準につきましては5案件ともクリアしているものでございます。

続きまして、44ページの立地基準でございますけれども、こちら1番につきましては、広がりがない農地ということで、ほかに代替地がない場合は許可ができるものという基準上でございますので、こちらもクリアするというところでございます。

2番につきましては、広がりがある第1種農地というところでございますが、周辺に集落が形成されておまして、こちらの集落に接続する住宅地の建築ということであれば不許可の例外に該当するというところでこちらもクリアするものでございます。

続きまして3番でございますが、こちらにつきましては広がりがない第2種農地のその他区分の農地でございますので、代替地がない場合は原則許可ができるとなっておりますのでクリアするというところでございます。

同じく4番につきましても広がりがない第2種その他農地という区分でございまして、こちら代地がない場合は許可できるものでございます。

5番につきましても、第2種農地のその他農地という広がりがない農地でございますので、代替地がない場合は許可できますよという基準がございまして、こちらもクリアするものでございまして、申請案件5件とも一般基準、立地基準につきましては、書類審査上では許可相当と言えるものでございます。以上でございます。

議長

それでは、採決に移りたいと思います。

第5条につきましても1番から5番まで全部一括で採択したいと思いま
す。

許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 それでは、次の案件に移ります。事務局。

事務局 議案書の78ページをお願いいたします。

議案第206号「農地改良届出について」御審議をお願いいたします。

議 長 こちらにつきましても調査部会のほうより出ております。調査部会より
報告をお願いいたします。

調査部会長 議案第206号「農地改良届出について」報告します。

受付番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

審査結果です。議案の79ページの地図をお願いします。現地調査説明
資料の24ページと25ページもお願いします。

この申請については、大きな岩や畳、瓦などの廃棄物が山積みされてい
た関係で撤去指導が必要ということで、昨年12月総会では継続審議、そ
の後取下げ願が提出されておりました。また、現地では一部を事前着工さ
れた状態です。現地調査の時点ではほとんどが撤去済みであり、審議可能
としました。

第1調査部会では、特に関係各課から支障となる意見がないこと、また
周辺農地への影響がないことから受理相当と判断しています。先ほどほと
んど撤去と言いましたけど、側溝のふたのようなコンクリートの板状のも
のが3枚ほどありました。農地改良の監督委員の現地指導などをよろしく
お願いします。以上、報告を終わります。

議 長 ただいま報告がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたし
ます。

(質問、意見なし)

議長

なかったら採決に入ります。
受理相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ですね。
それでは、監督委員を地元委員、お願いいたします。そして時々見に行
って、がらやら何やらあったらすぐ撤去するように指導してください。

議長

それでは、次の審議に入ります。事務局。

事務局

議案書の84ページをお願いいたします。
議案第207号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取につい
て」御審議をお願いいたします。
内容につきましては、農業振興課の担当のほうがお見えですので、御説
明よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、農業振興課のほうよりよろしくをお願いいたします。

農業振興課

農業経営改善計画の認定基準について御説明をさせていただきます。よ
ろしくをお願いいたします。

85ページのほうに添付されております農業経営改善計画の概略を記載
させていただいております。また、実際に提出をされております農業経営
改善計画の認定申請書については86ページから87ページ、88ページ
に載せさせていただいております。

今回申請をされておりますのは、施設花卉と水稻を経営されている方にな
ります。今回、新規の認定申請をされております。現在60アールの施設
にてセンリョウを栽培されておりますが、今後ビニールハウスを2個追
加して70アールに規模拡大をしていきたいという計画となっております。
また、併せて水稻の経営についても借入地を増やし、1町ほど借入地
増やして大型機械を導入して作業効率を上げていくという計画をされてお
ります。計画内容については経営の改善に向けた内容となっております。認定
相当であると考えているところです。説明のほうは以上です。

議長

それでは、ただいま経営改善計画の認定に係る聴取ということで説明が

ありました。何か質問、意見がある方はお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移ります。

原案の改善計画に異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

議 長

それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局

議案書の89ページをお願いいたします。

議案第208号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」御審議をお願いいたします。所有権移転でございます。

それでは、事務局のほうから内容のほう説明させていただきます。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上2件が出ております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、ただいま説明がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

なかったら採決に移ります。

原案の利用集積計画に同意される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。
それでは、全ての議事が終了しました。

議長

その他のほうに移ります。事務局。

事務局

御審議ありがとうございました。

それでは議案書の分について、90ページにつきましては農地移動適正化あっせん申出の取下げというところが上がってきております。こちら30年3月総会で上げた分が取下げという内容でございます。報告いたします。

次に、91ページから97ページにつきましては、先ほどの不動産買受適格証明願のヒアリング資料でございますので、掲載をしております。

98ページ、最後になりますけれども、こちらにつきましては農業経営改善計画の認定者一覧というところで1月分に新規でされた分、更新の方の名簿が載っておりますので、後で御一読ください。

それでは、議案書の1ページに戻っていただきまして、今後の予定でございます。

【資料に基づき説明】

今後の予定につきましては、以上3件でございます。

続きまして、(4)のその他というところで、令和3年度の年間スケジュールの確認をお願いいたします。この日程で決定したいと思いますので、スケジュール調整よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

事務局のほうからは以上でございます。

議長

何かほかに委員の方からその他のほうではありませんか。

(質問、意見なし)

議長

なかったら終わりたいと思います。

事務局

それでは、閉会の挨拶を平野副会長よりお願いいたします。

副会長

今日は議事の中で厳正に審議していただきましてありがとうございます

た。

これをもちまして、第24回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

令和3年2月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

6 番 丸 山 文 子

10番 増 田 耕一郎

